

■第1回磯鷄地区復興まちづくりの会について

第1回磯鷄地区復興まちづくりの会の議題は以下の通りです。

詳細については、別添の当日配布資料をご参照ください。以下には、主な説明内容を記載します。

○アンケート結果の報告【資料1】

平成23年7月8日から7月26日の期間で被災地及びその周辺の各世帯を対象に「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」を行いました。そのうち磯鷄地域分の分析結果についてご説明いたしました。詳細は配布資料をご覧ください。

○検討会の立ち上げについて【資料2】

再びこのような深刻な被害を受けないよう、安心・安全に暮らすことができるまちを地区の皆さんで十分に議論していただくため、「検討会」を立ち上げて議論していただくことをご提案し、ご了承いただきました。

- ・磯鷄地区では、自治会、消防団等から選出された19名のメンバーで構成される「検討会」を組織し、検討を進めます。
- ・検討会で話し合われたことは、毎回、「地区復興まちづくり便り」で皆さんに検討状況を報告し、意見募集を行います。「地区復興まちづくり便り」は、市の広報誌に挟み込む形で皆さんに配布します。
- ・ある程度、計画がまとまった段階で「計画案内覧会」を地区の集会施設等で開催し、その場で計画案のご説明やご質問にお答えする他、ご意見をいただくこととしております。

○復興まちづくりの考え方、復興パターン案について【資料3】

今後の検討会での検討のたたき台として、これまで市で検討してきた「復興まちづくりの考え方」と「復興パターン案」をご説明いたしました。磯鷄地区では2パターンをお示ししておりますので、配布資料をご覧ください。

■留意点

- ・検討のたたき台であり、この案のどれかに決めるというものではありません。
- ・移転先の土地所有者の承諾や土砂災害警戒危険区域等具体的な調査はしておりません。
- ・今後、国や県の方針決定や制度改正等により変わることがあります。

■復興パターン案の見方

- ・【非可住地】住宅を建てることはできませんが、工場や商店等の事業系建物や倉庫等は建設できる区域です。
- ・【構造規制等条件付可住地】構造を強化した頑丈な建物を建てることにより居住することができる区域です。
- ・【面的嵩上げ】地盤を面的に嵩上げし、住宅を建てることのできるようにする区域です。
- ・【移転候補地】高台等への移転先のイメージを示しています。
- ・【避難場所】地域防災計画等に位置付けられている代表的な避難場所を示しています。
- ・【津波避難ビル等】津波発生時に避難することができる強固な建物の配置を示しています。
- ・【防潮堤】過去に発生した2番目に大きい津波、明治三陸津波クラスに対抗する防潮堤を整備する予定です。

○復興まちづくりの手段・方法について【資料4】

復興パターンに沿ったまちづくりの事業手段・手法についてご説明いたしましたので、配布資料をご覧ください。

- ※現行制度に沿った内容を記載しておりますが、要件緩和等制度改正が検討されております。
- ・宮古市は沿岸部一帯で大きな被害を受けており、市のお金だけで復興を進めることは難しいことから、国の補助制度を活用しながら事業実施を図ります。
- ・個別嵩上げや構造規制区域での再建には、現状で補助制度がありませんので、被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資制度の活用もご検討ください。

■皆さんからのご意見・ご提案

復興まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・木材港に置かれている木材による二次災害対策について、県に対応を要望するなど、対策を考えてほしい。 ・人材流出を防ぐため、雇用の確保が必要である。企業への支援も考えてほしい。
-------------	--

■主なご質問と回答

検討の進め方について	Q：検討会メンバーは、被災した地域だけから構成されるのか。	→	A：磯鷄地域全域として考えています。
	Q：被災していない人の意見は反映されないのか。	→	A：地区復興まちづくり便りを市全体に発行し、住民の皆さんから意見を募集します。
防潮堤等について	Q：防潮堤の高さは何mか。できるだけ高く整備してもらいたい。	→	A：県の発表では海拔+10.4mとなっています。これにより明治三陸津波クラスの津波は防ぐことができると考えられます。
	Q：防潮堤の嵩上げに何年かかるのか。目途がたたなければ、家を建てられない。	→	A：県で計画を検討中であり、現時点で何年かかるかわかりません。情報が入り次第、皆さんにもお知らせしたいと考えています。
道路等について	Q：文化会館の周辺など、避難場所や高台に遠い所からの避難はどうなるのか。	→	A：津波避難ビルなどを整備して、一時避難できるように考えています。具体的な場所などは決まっていません。
	Q：磯鷄石崎あたりは、国道よりも周辺の土地が低くなっているのので、土地を嵩上げできないか。	→	A：元の地形からそのような状況になっていると思われます。既に建物を再建している方もいるため、当面は嵩上げしない予定となっています。
復興パターン検討について	Q：移転よりも元の場所に住みたいと考える人が多い。	→	A：防潮堤の整備や避難路の確保、強固な構造の建物にすることにより、元の場所に住めると考えています。ただし、今回被害の大きかった区域については、高台移転の可能性もあります。
	Q：高台等に移転した場合の、跡地の売却はどうなるのか。	→	A：危険区域に指定されたうえで、その区域の全員が、売却するという合意が必要となります。
事業手法について	Q：非可住地や条件付可住地となる場所に、現在建っている建物はどうなるのか。	→	A：非可住地に設定となった場合には移転をしていただく必要があります。 条件付可住地に設定となった場合は、今後建替する際に構造規制などの適用を受けません。
	Q：高台移転地は借地ということだが、例えば、借地は払い下げることにはできないのか。	→	A：高台の造成費は多くの費用がかかり、払い下げるときの値段が高くなってしまいます。現在、この問題への対策も国に要望しています。